

○消費者教育推進法

消費者教育の推進に関する法律の概要

国と地方の責務と実施事項	
国	地方公共団体
責務 (第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務 (第5条) 団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
財政上の措置 (第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本方針 (第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成、閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
消費者教育推進会議 (第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関)	消費者教育推進地域協議会 (第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務)
基本理念 (第3条) ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 体系的推進・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進・場(学校、地域、家庭、職場)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識、理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に見意 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)
消費者団体 (努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体 (努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)
	(検討)(附則) ○法律の施行後5年を目途として、施行状況に検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずる。

※施行日：平成24年12月13日(公布日：平成24年8月22日)

○消費者教育推進基本方針

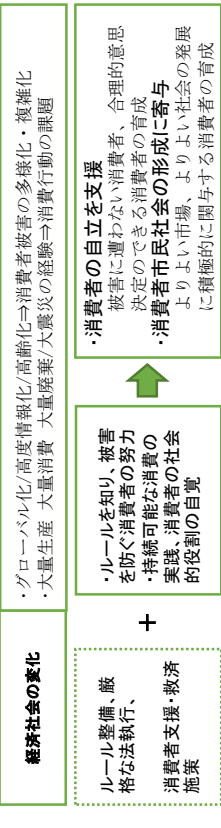
消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年度～29年度の5年間
 閣議決定 国・地方、多様な担い手の指針

- 消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)
- 内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
 ～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

- 基本方針の方向＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進
- 手段＝幅広い担い手(国・地方、行政、民間、消費者自身)の支援、育成
 担い手間の連携、情報共有の促進

I 消費者教育の推進の意義



II 消費者教育の推進の基本的な方向

- 消費者教育の体系的推進 領域、段階ごとに目標を設定
 情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有



- ・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施
 若年者の被害防止、成年層引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む
- ・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

- 国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援

- 各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
 - ・消費者行政と教育行政
 - ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体
- 地域における多様な主体間の
 ネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

- 環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果、教材等のコンテンツの共通化など

III 消費者教育の推進の内容

- 1 様々な場での推進
 ・学校(小・中・高校、大学、専門学校等)
 ・地域社会(地域、家庭、職場)

行政各部局間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
 (高齢者、障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

消費生活センターを拠点化(消費者教育・人材育成)

←国民生活センターが支援

コーディネーターの育成、活用

多様な関係者のつなぎ役、地域と学校のつなぎ役

- 2 人材(担い手)の育成・活用
 ・小・中・高校、大学の教職員
 ・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
 ・事業者、事業者団体等
 ・消費者

効果的な情報提供の方策の開発

～特に高齢者、障害者向け

モデル地区における先進的な実践

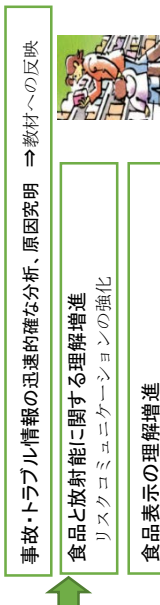
消費者市民社会概念の研究・普及
 コーディネーターの育成 / 情報提供

消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働
 できる場の提供
 優れた活動を奨励
 (消費者支援功労者表彰制度等)
 消費者教育の日、週などの制定

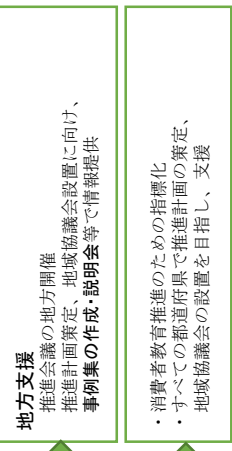
IV 関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全、安心の確保
- 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
- 3 消費者意見の反映・透明性確保
- 4 苦情処理・紛争解決の促進



V 今後の消費者教育の計画的な推進

- 1 今後の推進方策
 ・各都道府県、市町村での推進の支援
 ・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
 専門委員・地域ごとの代表を任命
- 2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)
 ・基本方針の見直し＝中間的に3年を目途に見直し
 ・達成度の検証



○平成27年度・28年度先駆的プログラム一覧

国と地方のコロナボレーションによる先駆的プログラム

(地方消費者行政推進交付金)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する**先駆的なテーマを国から提案**、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での**実証実験等を実施**。事業終了後、**事業の成果・課題等**をまとめた報告書を公表し、**全国的な波及・展開を目指す**。

消費者教育関連テーマ

Ⅱ. 消費者教育の推進(地域)における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)

○多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

平成27年度(33事業)

北海道	札幌市	消費者教育カタログ化事業
宮城県	石巻市	生産地の正確な情報発信による風評被害を解決するための食育体験プログラム
山形県	山形県	大学と地域の協働による“高齢者を守るプロジェクト”による消費者教育～地域高齢者を大学・学生・地域みんなで見守り、詐欺的被害を減らすために～
山形県	山形県	消費者市民と企業市民の協働事業 「チームやまがた暮らし見守りたい！」養成事業
山形県	山形県	消費生活協同組合との協働事業。消費生活サポーターを活用した消費生活協同組合との協働事業による体系立った消費者教育と草の根啓発活動
福島県	福島県	小学生の絵手紙を活用した消費者教育推進プロジェクト
福島県	福島県	新聞記事掲載による消費者教育の展開及びインターネット利用促進
福島県	福島県	消費者教育強化月間事業
福島県	福島県	消費者の特性に配慮した消費者市民社会の概念の普及DVD作成
福島県	福島県	消費者力養成講座(消費者市民社会概念普及のための担い手育成)
福島県	福島県	親子で学ぶ消費・金融教室
千葉県	千葉県	消費者教育の担い手育成事業
富山県	富山県	元気な高齢者への情報提供モデル事業

富山県	富山県	多様な主体による消費者問題対応推進事業
富山県	富山県	非常食のローリングストック法を活用した「消費者市民社会の形成」への理 解促進
岐阜県	岐阜市	子どものための消費者教育講座(中学校対象)
静岡県	静岡県	ふじのくに非常時(災害時)消費者教育推進事業
静岡県	浜松市	消費者教育教員支援プログラムの開発
愛知県	名古屋市	消費者市民社会普及事業
京都府	京都市	フェアトレードをきっかけとした京都らしさをいかした消費者教育推進事業
兵庫県	兵庫県	特別支援学校における消費者教育の推進
兵庫県	兵庫県	教育委員会等との協働による消費者教育コーディネーター養成事業
兵庫県	神戸市	「神戸消費者力研究機関」の設立 (愛称:神戸コインズ:“KOBÉ COOnsumers’ power INStitute”)
兵庫県	淡路市	安全な消費生活を営めるよう、地域での消費者教育の担い手の拡充と育成 を図る拠点づくり
鳥取県	鳥取県	「エンカル消費」普及啓発事業
岡山県	岡山県	消費者教育コーディネーター人材養成事業
岡山県	岡山県	幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業
徳島県	徳島県	消費生活コーディネーターによる企画・提案型プロジェクト事業
徳島県	徳島県	“消費生活クロスロード”を活用した消費者力地域波及プロジェクト
徳島県	徳島県	「エンカル消費」推進プロジェクト
熊本県	熊本県	消費者教育プログラム開発事業
熊本県	熊本県	障害者等に対する消費者教育教材等の作成事業
熊本県	熊本市	高校・大学生指導者用教材作成事業

学校における消費者教育の充実に向けて

(平成28年4月 消費者教育推進会議 提案)

- 高齢化、高度情報通信社会、グローバル化の進展
- 社会的課題に配慮した商品・サービスの選択への関心の高まり
- 消費者市民社会の形成への参画に消費者教育の視野が拡大

次期学習指導要領に関する議論の開始も契機として
学校における消費者教育の一層の充実を図る必要

消費者教育に割かれている時間は不十分

- 学習指導要領における内容は着実に充実
- 一方、実践的な観点からは不十分

機会(時間)の確保

- 教科横断的な取組
 - ➔ 家庭科や社会科学などととまらず様々な教科・科目を通じ、教科横断的に関連付けて実施
- 学校全体としての取組
 - ➔ 各学年、各科目の取組を集約し校内で情報共有
- 授業展開方法の収集・提供
 - ➔ 消費生活センターや教育委員会が事例収集、提供

教員の指導力の向上が不可欠

- 様々な教科・科目における、消費者教育の効果的・効率的な実践
- そのためには、教員の指導力向上が不可欠

教員の教育・研修

- 教員の養成・研修のあらゆる機会を利用
 - ➔ 大学の教養課程及び教職課程、教員研修で実施
- 実践的な能力を身に付ける
 - ➔ 消費生活センター等での業務体験も有効

変化する消費者問題等への対応

- 社会情勢の変化に応じて刻々と変化する消費者問題
- 対応には教員の指導力向上だけでは限界

外部人材の活用

- 他の外部講師へ手法を伝達する仕組みの構築
 - ➔ 国民生活センター等での研修を地域で伝達
- 情報交換や先進的な事例の共有
 - ➔ 近隣の消費者行政担当部局、消費生活センター
- 学校のニーズに応じた授業
 - ➔ 教育委員会、消費者行政担当部局、消費生活センターとの連携・調整

※消費者庁から文部科学省に対し周知依頼の通知を发出(平成28年6月23日)